

短期給付からのお知らせ

各種保険取扱 **健康保険適用** という表示があっても、すべてが対象ではありません!

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときは ご注意を!

柔道整復師は、骨折やねんざなどの症状に対して、応急処置的な医療行為(施術)を行うことができますが、組合員証等(保険証)が使える場合と使えない場合があります。

皆さまからお預かりした掛金を大切に使うためにも、施術を受けるときには、負傷原因を正確に伝えて、柔道整復師のかかり方を正しく理解した上で受診してください。

組合員証等(保険証)が使える場合

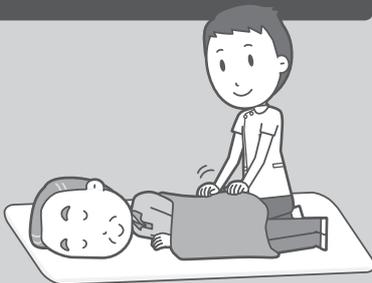
- 外傷性のねんざ・打撲の施術
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術
(応急処置後の施術には、医師の同意が必要です)



組合員証等(保険証)が使えない場合

- 日常生活における単なる疲労・肩こり・腰痛・筋肉痛など
- スポーツや部活動にともなうからだのケア
- 病気によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症・リウマチなどの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関(病院等)で治療中のもの
- 仕事中や通勤途中におきた負傷(公務災害等)

施術を受けるときの 注意点



- 負傷の原因を正確に伝えましょう
- 医療機関(病院等)での治療と重複はできません
- 施術が長びくときは、医師の診察や検査を受けましょう
- 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
- 療養費支給申請書は自分でサイン(署名)しましょう
- 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう
- 交通事故など第三者行為による施術の場合で組合員証等(保険証)を使う場合は、必ず共済組合に連絡してください

組合員証等(保険証)を使って施術を受けた場合、施術内容や負傷原因などを業務委託業者である(株)オークスから照会させていただく場合がありますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

柔道整復師の施術を受ける場合、このほかにも詳しく定められておりますので、ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎ 048-822-3306